

## 地方理学療法学会規程について

標記の件は、理事会においてかねてより「地方学会の名称、目的、内容及び講師、経費等」を、規程として明確に定める必要があるとの意見があり、学術局と公益社団法人管理部で協議したうえで、案を作成しました。

その案は、令和2年度第7回理事会（令和3年3月7日のオンライン開催）において、審議、承認されましたので、規程集に加え、広報240号及び協会ホームページにおいて、周知いたします。

協会ホームページは、会員向け → 学術、事務局、財務関連の規程 → 学術関係で、ご確認ください。

令和3年3月7日

学術局長 小川 嗣人